【概要版】富士見市公共下水道事業経営戦略(改定版)　令和 8 年 3 月

1.経営戦略とは(p.1～)

(1)改定の目的と計画期間

本市では、令和 3 年 3 月に公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として、「富士見市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。当初計画から 5 年が経過し社会情勢も大きく変化したことから、環境の変化に対応するとともに、持続的かつ安定的な下水道の役割を果たすことを目的に当初計画を改定します。

計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

(2)位置付け

【上位計画】
富士見市総合計画

↓

富士見市公共下水道事業経営戦略

⇔ 整合

【関連計画】
- 荒川右岸流域関連富士見公共下水道事業計画
- 下水道ストックマネジメント計画
- 雨天時浸入水対策計画
- 上下水道耐震化計画
- 下水道施設耐水化計画
- 下水道事業継続計画(BCP)
- 下水道総合地震対策計画
- 生活排水処理基本計画

(3)改定のポイント

経営戦略改定にあたってのポイントは以下のとおりです。

①富士見市人口ビジョン(R7.8)に示された人口の将来展望を投資・財政計画に反映
②関連計画における投資内容を投資・財政計画に反映
③近年の長期貸付利率の上昇や物価上昇の傾向を投資・財政計画に反映
④流域下水道維持管理負担金の単価上昇を投資・財政計画に反映
⑤使用料改定の必要性を検証
⑥「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を改定

2.現状と課題(p.4～)

(1)現状

本市では昭和 47 年度から管路施設の整備に着手し、令和 6 年度末時点の整備延長は約 331km(汚水管路)となっています。多くの管路は昭和 53 年度から平成 5 年度の約 20 年間に整備されており、今後は、急速に更新需要が増加すると予測されます。

項目		内容(令和 7 年 3 月末時点)
公共下水道事業の名称		荒川右岸流域関連富士見公共下水道事業
供用開始年月日		昭和 57 年 8 月 20 日
地方公営企業法適用年月日		昭和 58 年 4 月 1 日
事業計画面積		汚水　1,264ha 雨水　　575ha
整備済面積		汚水　1,105ha (整備率 87.4%) 雨水　　276ha (整備率 48.0%)
処理区域内人口		112,288 人 (人口密度 101.6 人/ha)
水洗化人口		111,203 人 (水洗化率 99.0%)
施設概要	管路施設	汚水管　約 331km、雨水管　約 58km
	処理施設	なし (埼玉県流域下水道に接続)
	ポンプ施設	雨水ポンプ場　1 箇所(別所雨水ポンプ場)他、 マンホールポンプ等　32 箇所

(2)課題

①老朽化施設への対応

施設の維持更新にあたっては、管路施設の耐震化、雨天時浸入水の削減及びポンプ施設の耐水化、雨水施設の整備を進める必要があります。

複数の事業を同時期に行うため、職員及び業者を確保し、職員の技術継承を進めつつ、いかに効率的かつ効果的に実施していくかが課題です。

②経費回収率の向上

本市の経費回収率は 100%を上回っていますが、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、流域下水道維持管理負担金の増加が見込まれるため、将来的に経費回収率が 100%を下回ると予想されます。

今後は、使用料水準の見直しを含め、いかに安定的に収入を確保するかが課題です。

3.経営の基本方針と経営目標(p.18～)

(1)経営の基本方針

下水道事業の課題や「富士見市総合計画」における下水道事業の方針を踏まえ、下水道事業経営の 4 つの基本方針を定めます。

また、基本方針の内容を具体化するものとして、6 つの基本施策を定めます。

基本方針①河川の水質保全

公共下水道(汚水)の普及促進や、適正利用に関する周知啓発を図ることで河川の水質を保全します。

【基本施策 1】下水道利用についての啓発

基本方針②内水対策の推進

公共下水道(雨水)のポンプ施設等について、計画的に更新と整備を進めることで、内水対策を推進します。

【基本施策 2】雨水排水施設の整備と更新

【基本施策 3】内水ハザードマップの周知

基本方針③管路施設の適正管理

ストックマネジメント計画等に基づき、管渠施設の更新を進めることで適正管理を推進します。

【基本施策 4】ストックマネジメント計画等に基づく更新

基本方針④安定的な財源確保と経営の強化

将来にわたって安定した事業運営を推進するため、財源の確保に向けた取り組みを推進します。

【基本施策 5】官民連携の推進

【基本施策 6】適正な使用料水準の検討

(2)経営目標

健全な経営を図るため、目標値を設定します。

指標名	(実績値) 令和 6 年度	(管理目標値) 令和 17 年度
経費回収率(%)	100.2	100 以上
資金残高(百万円)(年度末繰越補填財源)	993	500 程度以上

4. 投資・財政計画(p.22～)

(1)収益的収入

計画期間の最終年度(令和17年度)にかけて、他会計補助金(基準外繰入)の増加が見込まれます。他会計補助金の削減に向けて、収入増加のための取り組みが必要な状況です。

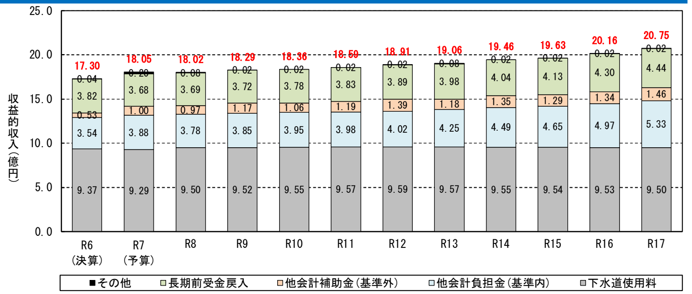

(2)収益的支出

計画期間の最終年度(令和17年度)における収益的支出は約20.8億円となり、長期的に支出の増加が見込まれるため、継続的に経営コストの削減に取り組みます。

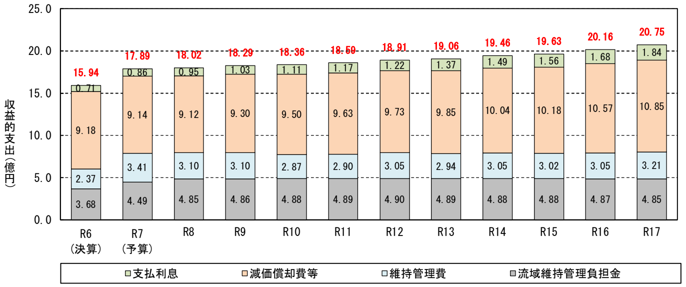

(3)資本的収入

雨水排水施設の新規整備や施設の老朽化対策等に要する費用を賄う財源として、年間4～8億円程度の企業債の発行が必要になる見通しです。国の交付金制度を最大限活用して財源の確保に努めます。

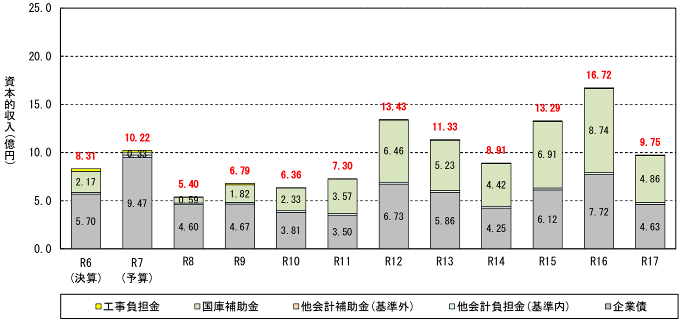

(4)資本的支出

計画期間(令和8～17年度)においては、企業債償還金は約4億円程度を推移します。長期的には、老朽化対策等の増加にともない企業債償還金の増加が想定されるため、資金残高の動向に注視し安定した経営に努めます。

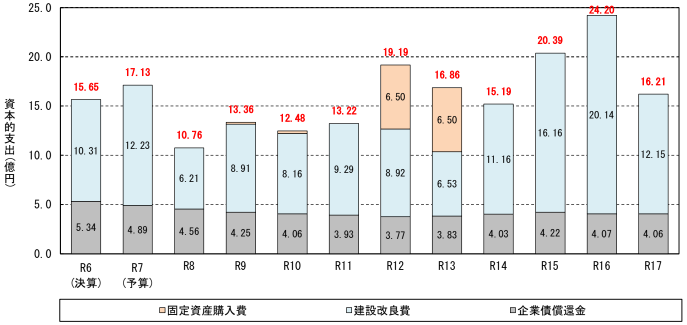

5. 使用料改定の必要性検討(p.26～)

令和6年度の経費回収率は100.2%ですが、令和17年度には約88%まで低下することが想定されます。経費回収率が100%を下回ることは、維持管理に要する財源が不足していることを示しており、他会計補助金(基準外繰入)による補填が必要になります。

他会計補助金（基準外繰入）による補填は本市の財政を圧迫するとともに、行政サービスを低下させるおそれがあるため、自立した下水道事業経営を目指すとともに行政サービス水準の確保のため、下水道使用料水準を早期に見直す必要があります。

今後は、経営戦略の収支予測に基づき、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

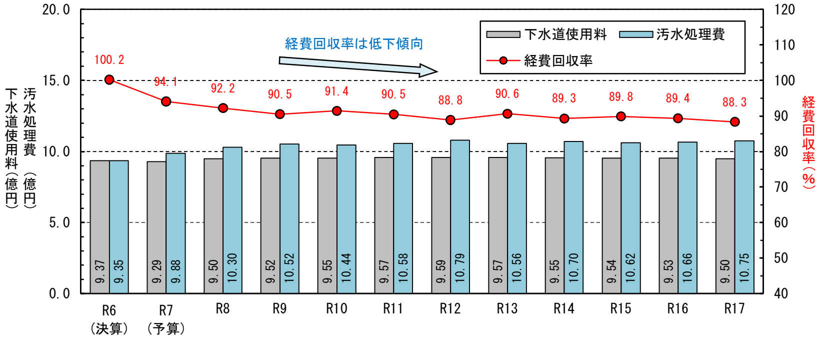

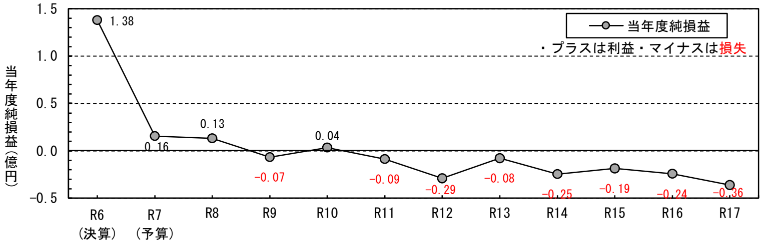

6. 経営戦略の進捗確認と改定の方針(p.27～)

経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに5年に1回の頻度で経営戦略を改定します。

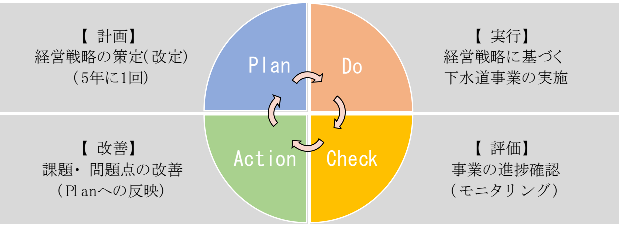

7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ(p.28～)

経営戦略の改定と合わせて、5年に1回の頻度で使用料改定の必要性を検証し、必要性が認められた場合には、改定に向けた詳細な検討を実施します。

区分	取組内容	R6(実績)	R7	経営戦略計画期間 R8	R9	R10	R11	R12(中間)	R13	R14	R15	R16	R17(最終)
業績目標	経費回収率(%)	100.2				100% ←→ (R10～14の5箇年平均)					100% ← (R15～19の5箇年平均)		
収入増加のための取組	経営戦略改定(5年に1回)(使用料改定の必要性検証)		改定作業					改定作業					改定作業
収入増加のための取組	適正な使用料水準の検討(使用料改定に向けた検討)			検討	検討	改定(予定)			検討	検討	改定(予定)		
支出削減のための取組	計画的な改築事業の実施	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施、官民連携の推進											